

第 5 8 号

令和 3 年 10 月発行

まくべつ

農業委員会だより

実りの秋（馬鈴薯収穫風景）



紙面あんない

- 第 24 期農業委員会活動方針・活動計画 …… 2 P
- 農業者年金情報、農業者年金説明会 …… 3 P
- こんな時農業委員会にご相談ください …… 4 P～5 P
- 農作業事故の注意、家畜伝染病の発生予防 …… 6 P
- 農業振興公社からのお知らせ …… 7 P
- 小麦の刈取激励訪問、農地情報、各種申請 …… 8 P

編集・発行

幕別町農業委員会
幕別町本町 130 番地 1
Tel. 0155-54-6625

忠類支局
幕別町忠類錦町 439 番地 1
Tel. 01558-8-2111

第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画

今任期中における農業委員会の活動方針・活動計画を、令和3年3月開催の第9回総会で決定しました。

当該方針・計画は、これまでの歩みを踏まえるとともに、持続可能な開発目標(SDGs)等を盛り込むなど、新たな時代をも見据えた内容となっています。

I 活動方針

本町の農業は、担い手への農地の集積を進め、大規模かつ生産性の高い専門的経営体を主体に、畑作をはじめ、野菜、酪農、肉牛など地域の特色をいかした多様な農業経営が展開され、安全・安心な食料の安定供給と地域の環境保全に大きな役割を果たすとともに、本町の経済・社会を支える基幹産業として発展してきました。

しかし近年では、町内はもとより国内において、農業は農家戸数の減少、農業就業者の高齢化や後継者不足に加え、大型貿易協定の発効による貿易の自由化、少子高齢化に伴う国内需要の低下など取り巻く情勢は大きく変化し、先行きは不透明となっています。

本農業委員会は、現下の農業情勢等を踏まえ、農業委員会の役割・任務の重要性を認識し、事務の透明性、公正・公平性を確保するとともに、農地法の一層の定着と適正な農地行政の執行に努めてまいります。

また、担い手への農地利用集積・集約化や、遊休農地の発生防止・解消のため、関係機関と連携の上、地域農業の振興と発展及び持続可能な農業生産のための活動を推進し、農業者の公的代表機関としての役割を果たしてまいります。

【重点事項】

- 1 常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応えます。
- 2 農業者が持続可能な農業生産と効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう、農地の利用集積等を推進します。
- 3 持続可能な開発目標(SDGs)及び食育に伴う活動を推進するとともに、農業・農村の多様化する要望や実態を把握し、

関係行政機関へ意見を提出します。

- 4 農業者年金制度の普及を図り、年金の受給のための適切な指導と広報に努めます。
- 5 農業後継者及び配偶者確保対策に力を傾注するとともに、関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進します。
- 6 農地パトロール(利用状況調査)を実施し、遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努めます。

II 活動計画

- 1 優良農地の確保と有効利用
- 2 担い手への農地利用の集積・集約化
- 3 担い手の育成・農業経営の合理化に向けた活動
- 4 関係行政機関へ意見の提出
- 5 農業者年金の普及推進
- 6 幕別町農業振興公社との連携
- 7 農業一般に関する活動及び調査・情報の提供
- 8 農業委員・職員の研修の実施
- 9 総会等の開催及び総会議事録の公表

農地所有適格法人報告書の提出をお願いします

農地所有適格法人は、**農地所有適格法人報告書**を提出することが農地法で義務付けられています。報告書を出さない場合や虚偽報告をした場合は、罰則規定がありますのでご注意ください。

- 1 **提出書類** ・農地所有適格法人報告書、農業収入額がわかる書類(損益計算書など)
・(新規設立または内容に変更がある場合)定款、株主または組合員名簿
- 2 **提出期限** ・各法人の毎事業年度の終了後3か月以内
- 3 **提出先** ・農業委員会、忠類支局

※ 報告書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

(http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html)

ポイント 1

農業者年金は「終身年金」
女性の長い老後をしっかりサポート！

ポイント 2

家族経営協定を結べば、**保険料の国庫補助**も受けられ、女性の農業経営の参画を**しっかり応援**！

ポイント 3

保険料が**全額社会保険料控除**の対象となり、**高い節税効果**！

女性農業者の
みなさんへ
農業者年金は
国民年金に上乗せできる
あなた自身の積立年金です

老後生活
への備えは
十分ですか？



ポイント 1

農業者年金は「終身年金」ですので、女性の長い老後を**しっかりサポート**します。

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が20年（85歳）、女性が24年（89歳）で、女性は男性より5年程度長生きです。女性は、自分自身の年金を終身年金で準備することが重要です。

●農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

高齢農家の家計費は、夫婦お二人で約24万円が必要となるデータがあります。

国民年金の支給額は、夫婦お二人で月額最高約13万円です。

ポイント 2

農業者年金の加入には**農地の権利名義は要りません**。

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

さらに、認定農業者（認定就農者）で青色申告をしている方と、家族経営協定を結ぶ等の一定の要件を満たせば、保険料の国庫補助が受けられます。

ポイント 3

農業者年金の保険料は、**高い節税効果**があります。

農業者年金の保険料は、**全額社会保険料控除**の対象ですので、高い節税効果があります。民間の年金保険料ですと、年間4万円が個人保険料控除の上限です。

また、経営者が家族の保険料を払った場合には、まとめて社会保険料控除の対象となります。（所得税法第74条）

※ 加入手続き、お尋ねしたい場合は、最寄りのJA、農業委員会まで問い合わせください。

～農業者年金説明会・相談会のお知らせ～

制度の概要、経営移譲年金等の受給・手続きについて、説明会・相談会を開催します。

今年は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、事前予約制で実施します。

- 日 時：令和3年12月2日（木） 午後1時30分～
- 場 所：役場2階2-AB会議室
- 申込方法：事前に農業委員会へ電話でお申し込みください。
- 申込期限：令和3年11月17日（水）
- 問い合わせ・申込先：☎幕54-6625 ☎忠8-2111

こんなとき、 農業委員会にご相談ください

農地は宅地などの一般の土地と異なり、それ自体が生産力を持っており、農業を行う上で最も基本的な生産基盤です。

このため、農地を売ったり買ったり、貸したり借りたりする場合や、農地を耕作以外の目的に利用する場合は、特別な場合を除き、農地法に基づく農業委員会の許可などを受ける必要があります。

1 農地を売買または貸借したい

幕別町では、農業委員会に農地法第3条の許可申請をするか、農業振興公社に農地利用調整の申し出をして農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地等の権利の移転・設定をすることができます。

【出し手：農地を売る・貸す方】 【受け手：農地を買う・借りる方】

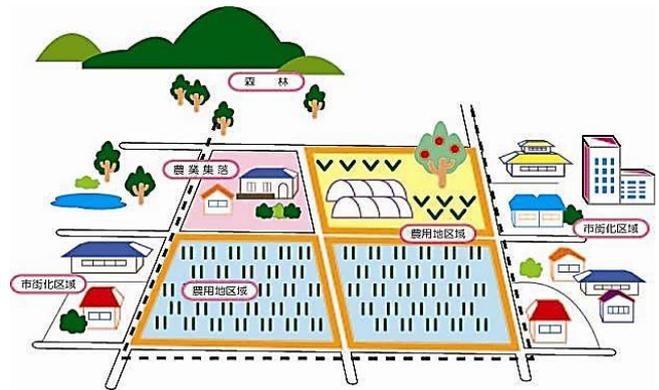
売買・貸借をしたい⇒	農業委員会へ 農地法第3条の許可申請	農業振興公社へ 農地利用調整の申し出
手続きの方法は？	売買または貸借契約書を作成し、農地法第3条の許可申請書を作成の上、農業委員会に提出します。 司法書士等に委任する方法もあります。	出し手は公社に売渡・貸付の申し出をします。 受け手は公社に買受・借受の申し出をします。
受け手を選ぶことは？	出し手が自由に選ぶことができます。	公社に受け手の選定を委任するので選ぶことはできません。
農地の価格の決定は？	出し手・受け手双方の合意で、自由に決められます。 ただし賃借料は、地域の2倍以上となる場合は農業委員会の指導で設定できません。	公社が開催する農地利用調整会議で農地の状況、近傍価格を参考に決定されます。
賃貸借の場合、契約期間が満了すると？	契約期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないと、従前の賃貸借と同一の条件で、さらに更新したものとみなされます（法定更新といいます）。	契約期間が満了したら自動的に賃貸借関係が終了し、農地は出し手に戻ります。再契約もできます。
譲渡所得税の特別控除は？	特にありません。	800万円 北海道農業公社に売渡す場合は1,500万円となります。 詳しくは農業振興公社へお尋ねください。

2 農地を農地以外にして利用したい（農地を転用する）

■「農地を転用する」とは？

人為的に農地、採草放牧地を農地、採草放牧地以外にすることを「農地転用」といいます。

農地を住宅、牛舎や倉庫などの農業用施設、資材置場や駐車場にするなど農地以外にする場合、また、砂利を採取するなど一時的に農地以外とする場合も農地転用に該当します。



■農地転用に関する法律

農地を転用するには、農業委員会が対応する「農地法」と、農林課が対応する「農振法」の

2つの法律が関係します。農地を転用する前にあらかじめ、それぞれ申請し許可を受ける必要があります。この欄では農業委員会が対応する農地法について説明します。

■なぜ許可が必要？

農地は農業生産の基盤であり、限られたかつ貴重な資源です。また、国民への食料の安定供給を確保するためには、優良な農地を確保することが必要です。このため、農地法により農地の転用を規制しています。

■許可を受けるまでに期間を要します

農地を転用するには、農業振興地域の「農用地区域でないこと」などの要件が必要です。

農地転用の申請は農業振興地域の手続きが済んでからとなり、農地転用申請後も、農業委員会の現地調査、総会審議を経て、内容によっては北海道農業会議へ意見聴取が必要など数か月の期間を要します。

【農地の転用をお考えの場合は、お早めに農業委員会にご相談ください。】

■許可を受けずに転用したら？

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可を受けていても、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合などは、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）。

罰則の適用もあり、違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます（農地法第64条、第67条）。

■農地法の許可申請の条項

	第4条	第5条
許可が必要な場合	自分の農地を転用する場合	転用する者が農地、採草放牧地を転用するために売買等を行う場合
許可申請者	転用を行う者（農地所有者）	売主または貸主（農地所有者）と 買主または借主（転用事業者）
許可権者	転用する面積が ・ 4ヘクタール以下 農業委員会会長（北海道農業会議の意見聴取が必要な場合もあります） ・ 4ヘクタール超 北海道知事	

※ 4ヘクタールを超える農地の転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議が必要です。

農作業中の事故にご注意ください!!

幕別町における農作業中の事故については、直近5年間をしてみると、死亡事故の発生はありませんが、負傷事故は1年間に約50件発生しています。

また、令和2年度は38件の負傷事故が発生していますが、その内訳は、家畜による事故が16件(42.1%)で最も多く、次いで農業機械による事故が8件(21.1%)、人の転倒が6件(15.8%)となっています。

これらの農作業事故の発生原因は、作業の遅れに伴う疲れや焦り、作業の慣れや気持ちの緩みなど、ちょっとした油断や不注意が考えられます。

作業にあたっては、急ぐ気持ちや焦りを抑え、余裕を持つことが大切です。

特に、死亡事故の発生割合が高い農業機械作業は、シートベルトやヘルメットの着用など安全対策を改めて徹底することが大変重要です。

農林水産省では、秋の農作業が本格化する9、10月を重点期間として、秋の農作業安全確認運動を実施していますが、農業者の皆さんも農作業事故ゼロを目指して、引き続き、快適で安全・安心な農作業の取組みに心がけていきましょう。

◆直近5年間の年齢別農作業事故発生状況の推移(負傷事故)

(単位:件)

年度	～39歳			40歳～59歳			60歳以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
平成28年度	2	4	6	16	11	27	9	5	14	27	20	47
平成29年度	9	4	13	12	5	17	18	4	22	39	13	52
平成30年度	4	5	9	14	8	22	10	6	16	28	19	47
令和元年度	15	5	20	16	7	23	8	6	14	39	18	57
令和2年度	11	2	13	8	3	11	10	4	14	29	9	38

◆直近5年間の原因別農作業事故発生状況の推移(負傷事故)

(単位:件)

年度	農業機械	家畜(牛・馬・豚)	高所転落	人の転倒	蜂	農業中毒(殺虫、殺菌、除草)	農薬不明	鎌	鍬	小農具その他	小農具不明	その他	不明	計
平成28年度	18	18	1	4	0	0	0	1	0	2	0	3	0	47
平成29年度	16	24	4	4	1	0	1	0	0	0	0	2	0	52
平成30年度	11	15	0	4	2	0	0	2	0	4	0	9	0	47
令和元年度	11	22	4	6	1	0	0	2	0	0	0	9	2	57
令和2年度	8	16	2	6	2	0	0	1	0	1	0	2	0	38

幕別町家畜伝染病自衛防疫組合からのお知らせ

幕別町家畜伝染病自衛防疫組合では、家畜の伝染病による疾病発生の予防を目的に、予防接種や広報活動を行っています。家畜伝染病の発生を予防するため、家畜を飼養されている方は次の点に注意し、予防の徹底協力をお願いします。

- 新たに家畜を導入したときは、1週間～10日間程度の期間隔離し、健康であることを確認しましょう。
- 畜舎に出入りするときの消毒のため、踏み込み消毒槽等を設置しましょう。
- 敷地を出入りする自動車用として、敷地の出入口に消石灰を散布しましょう。
- 野鳥、ネズミなどの野生動物が侵入しないように防鳥ネット等を設置しましょう。
- 定期的に飼槽、水槽の消毒や畜舎の清掃を行いましょう。

幕別町農業振興公社からのお知らせ

◆「幕別町人・農地プラン」に関する意向調査について

人・農地プランとは、農業者の話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化する未来の設計図です。

昨年度に実施しました意向調査について、未提出の方を対象に調査書を郵送します。

人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられることにより、様々な支援措置が受けられることから、本調査の趣旨へのご理解とご協力をお願いします。

◆グリーンパートナー対策事業（独身農業後継者配偶者対策事業）

幕別町の独身農業後継者で組織するクラブアップルが中心となり企画・開催する交流会と、町農業振興公社主催の小規模交流会を開催します。今年度は、いずれの交流会も新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、オンラインでの開催を含めて検討しています。

◆農業後継者成婚数の推移

年度	成婚数	うち公社の事業（グリーンパートナー対策事業）による成婚数		
		クラブアップル交流会	その他交流会	個別紹介
H30	4	1	1	
R1	7	1		
R2	6			

※グリーンパートナー対策事業では、農業後継者が成婚の際に記念品を贈呈しています。

また、担い手専属アドバイザーは、独身農業者を訪問、結婚相談を行っています。

◆担い手専属アドバイザーの紹介



4月から担い手専属アドバイザーを務めています「楠美智子」です。前任の脇坂義男アドバイザー同様にフットワーク軽く駆け回りますので、気軽に話しかけてくださいね。

◆ 問い合わせ ◆

公益財団法人 幕別町農業振興公社

〒089-0627 中川郡幕別町字新和162番地の128

TEL 0155-57-2711 FAX 0155-57-2716

メール nogyosinkosya@north.hokkai.net

7/28 小麦の刈取激励訪問

今年は高温少雨で、小麦の生育への影響が心配された中、7月28日の幕別・札内地区における小麦刈取作業の激励訪問に、谷内会長が飯田町長、寺林議長とともに出席しました。



のうち知ツク情報 vol.2

農家の皆さん こんな農地はありませんか？

- ・昔から手続きをせずに、親戚・知人などに農地を貸して（借りて）いる。
- ・手続きがめんどうくさいから、ヤミで農地を貸して（借りて）いる。
- ・転作や税金等の関係があるので手続きをしていない。

※このような手続きをしていない農地は、トラブルになる可能性があります...

農地の賃借権の時効取得ってご存知ですか？

農業委員会や農業振興公社への手続きをせずに、20年以上にわたって農地の貸し借りが行われ、当事者間でトラブルになった場合、民法第163条の規定により所有権以外の財産権の時効取得の訴えがあれば、賃借権が借り手に取得される場合があります。

また、農地を返してもらおう場合には、借り手の同意が必要であり、離作料等を請求される場合があります。

このようなトラブルを無くすためには.....

まず、農地の貸し借りは、必ず農業委員会または農業振興公社への手続きをしましょう。

STOP ヤミ耕作!!

◇ 広報委員 ◇
 ・ 委員 長
 ・ 副委員 長
 ・ 委員 員
 黒澤 井 佐 帰 吉
 田 邊 田 森 藤 山 田
 龍佳 留 勤 雅 茂 正
 司 範 吉 子 典 義 宏

各種申請は毎月10日までに

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。（電話での事前照会・予約をお勧めします。）

申請書の様式は、幕別町のホームページからダウンロードできます。

【幕別町のトップページ】

観光・産業ビジネス ⇒ 農業 ⇒ ○農業委員会
 ⇒ ○各種様式 を順にクリック